

沖縄県ふるさと農村活性化基金事業運用基準

制 定 平成 23 年 10 月 27 日付農計第 1314 号

最終改正 令和 6 年 3 月 28 日付農計第 1478 号

(趣旨)

第 1 本県の中山間地域においては、高齢化の進行や農業就業人口の減少、耕作放棄地の増加等により農山村及び離島地域の持つ国土・環境保全などの公益的・多面的機能の低下、農地や土地改良施設の維持管理活動の低下、伝統芸能継承などの集落機能の低下、地域の活力の低下が進み、この活性化を図ることが課題となっている。

沖縄県ふるさと農村活性化基金事業（以下「事業」という。）は、このような課題に対して、中山間地域の活性化に向けた地域活動を支援する制度として設置された沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金の運用益等を活用し、地域リーダーの活動支援や人材育成、事業のPR等を推進することで、中山間地域の活性化に寄与するものとする。

(対象区域)

第 2 事業の対象となる区域は、沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例（平成 5 年沖縄県条例第 28 号）に規定する中山間地域等とする。

(事業の内容等)

第 3 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調査研究事業

地域住民活動計画の策定及びそのために必要な調査研究

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成に必要な研修等

(3) 推進事業

土地改良施設や農地が有する多面的機能を維持発揮させる地域住民活動

2 第 3 の 1 項の(1)、(2)及び(3)に規定する地域住民活動とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 農山漁村への理解を深める普及・啓発活動や、地域リーダーの育成につながる活動であること。

(2) 土地改良施設、農地及び農山漁村が有する多面的機能を維持発揮させるものであること。

(事業主体及び活動主体)

第4 事業の事業主体は、沖縄県とする。

- 2 沖縄県は、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものに対し、第3の1項の(1)又は(2)に規定する事業の一部又は全部を委託することができる。ただし、宗教活動や政治活動を主たる団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当する者は、本項又は次項に係る事業に関するいかなる契約、入札等に参加することはできないものとする。
- 3 沖縄県は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものを活動主体とし、第3の1項の(3)に規定する事業の一部又は全部を委託するものとする。
 - (1) 土地改良区
 - (2) NPO
 - (3) 地域共同活動団体
 - (4) (1)から(3)までに準ずる団体、組織として知事が認定するもの

(事業手続等)

第5 沖縄県が第4の3項により活動主体に対して事業の委託を行うときは、次のとおり手続を行うものとする。

(1) 募集

市町村長は、事業実施地区の募集にあたって、広報誌等を活用し圏域内に広く告知し、活動主体が事業の申請をする際には当該活動主体を指導することとする。

(2) 申請

ア 活動主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施希望の前年度9月中旬まで、実施地区申請書(別記様式第1号)を作成し、実施希望地区別調書(別記様式第1-2号)及び地域リーダー名簿(別記様式第1-3号)を添えて、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、アにより提出のあった申請書等について第3の2項を参照して審査の上、実施希望の前年度9月末まで、実施地区申請書(別記様式第2号)を作成し、実施希望地区総括表(別記様式第2-2号)及び実施希望地区別調書(別記様式第1-2号)、地域リーダー名簿(別記様式第1-3号)を添えて、沖縄県知事(以下「知事」という。)に提出するとともに、可能な限り、市町村基金の運用益等を併せて、事業を実施するよう努めるものとする。

ウ イにより提出のあった申請書の申請額の合計が当該年度の予算額に達しない場合は、前二項の規定にかかわらず、前二項に係る申請書等の提出期限を延長し、追加で募集を行うことができるものとする。この場合、知事は、延長した期限を速やかに市町村長へ通知するものとする。

(3) 実施地区決定

知事は、(2)により提出のあった実施地区申請書等を審査の上、事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、事業の実施を決定するとともに、実施地区決定通知書(別記様式第3号)を作成し、速やかに市町村長へ通知するものとする。

上記の通知を受けた市町村長は、実施地区決定通知書(別記様式第4号)を作成し、速やかに活動主体の代表者にその旨を通知するものとする。

(4) 委託契約

ア 知事は、活動主体と委託契約を締結した際は、速やかに契約内容通知書(別記様式第5号)を作成し、市町村長へ通知するものとする。

イ 上記アにより通知を受けた市町村は、活動主体に対し、指導を行うこと。

ウ 活動主体の代表者が、委託契約に係る書類を知事へ提出するにあたっては、市町村を経由して提出するものとする。

(5) 活動報告

ア 活動主体の代表者は、事業実施後、活動完了報告書(別記様式第6号)を作成し、活動報告書(別記様式第6-2号)を添えて、事業実施年度の2月10日までに、市町村長に提出するものとする。ただし、活動が完了していない場合には、中間報告として活動報告書(別記様式第6-2号)のみを提出し、2月末までに活動完了報告書(別記様式第6号)を提出するものとする。

イ 市町村長は、アにより提出のあった報告書について確認の上、活動完了報告書(別記様式第7号)を作成し、活動報告書(別記様式第6-2号)を添えて、事業実施年度の2月20日までに、知事に提出するものとする。ただし、中間報告として活動報告書(別記様式第6-2号)のみを提出した場合には、3月5日までに活動完了報告書(別記様式第7号)を提出するものとする。

(6) 委託料の返還

(5)により委託契約額を確定した結果、委託料により発生した収入がある場合には、知事は活動主体に対し返還を命じなければならない。

2 この運用基準により、知事に提出する書類等は、所管の農林土木事務所又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

(事業実施期間)

第6 第5により採択を受ける事業の実施期間は1年間とする。また、採択を受けてから原則として5年間は、活動主体の自主財源を含めた複数年度の計画を作成して提出し、年度ごとに採択手続を経たうえで、事業を継続することができるものとする。

なお、事業終了後2年を経過した活動主体については、地域の実情を勘案し、採択手続を経たうえで事業を実施することができる。この場合、採択を受けてから原則として3年間は、活動主体の自主財源を含めた複数年度の計画を作成して提出し、年度ごとに採択手

続きを経た上で、事業を継続することができる。

(事業の対象経費等)

第7 第5により採択を受ける事業の対象経費等については、別表のとおりとする。

なお、1採択事業あたりの活動費は、予算の範囲内において、事業開始から3年間は年間100万円未満、3年を経過した事業の活動費については、予算の範囲内において年間50万円以内とする。

(その他)

第8 事業の実施に当たっては、この運用基準に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この運用基準は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年8月12日より施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度予算から適用する。ただし、同日以前に第5の1項(3)により決定された内容に係る運用基準はなお従前の例による。

別 表

対象経費	<p>1 対象経費</p> <p>中山間地域の活性化や農村振興のための調査研究、人材育成、啓発普及などへの具体的な取組に必要な費用</p> <p>① 調査旅費</p> <p>② 諸謝金</p> <p>③ 委託費</p> <p>④ 調査事務費（通信運搬費、需用費、会場使用料、賃借料等）</p> <p>2 対象としない活動及び経費</p> <p>① 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の他事業に盛り込まれている活動</p> <p>② 農業生産基盤や生活環境基盤の改修、補修（水路、側溝の補修、道路の路面補修等）</p> <p>③ 土地改良区以外での除草、草刈り等清掃活動のみの維持管理作業</p> <p>④ 汎用性が高く多目的利用が可能なものに関する経費</p> <p>⑤ 活動主体における人件費</p> <p>⑥ 熱中症対策等の必要最低限の範囲を超える食糧費</p> <p>⑦ 活動主体の自主事業として行う活動に関する経費</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、対象経費に関し必要な事項は、村づくり計画課長が別に定める。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）